

## 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）

これまでの老人保健制度に変わり平成20年4月から始まりました。

対象者	75歳以上の方（一定の障がいがある方は65歳以上）
自己負担割合	1割（現役並み所得者は3割）
各種申請届出	各種窓口業務は市民課市民保険グループ
制度の運営	北海道後期高齢者医療広域連合 ( <a href="http://iryokouiki-hokkaido.jp/">http://iryokouiki-hokkaido.jp/</a> )

お問い合わせ：市民課市民保険グループ（健康保険） TEL/0123-52-3105（健康保険直通）